

## 令和5年度「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの 対応指針」の改訂に係る検討会（第1回） 議事概要

日時：令和5年8月7日（月） 10:00～12:00

場所：航空会館502号室（東京都港区新橋1-18-1） ※オブザーバー：Webex

出席者（敬称略）：

- （座 長） 迫田 義博  
（委 員） 大沼 学、金井 裕、永井 清、橋本 渉、山口 剛士  
（環 境 省） 野生生物課 鳥獣保護管理室、野生生物課 希少種保全推進室、  
総務課 動物愛護管理室  
（オブザーバー） 飼養施設、自治体、農林水産省、厚生労働省

会議は非公開にて行われた。

冒頭、事務局からの推薦により、迫田 義博委員が座長に選任された。

### **【議題（1）対応指針の改訂について】**

環境省動物愛護管理室より、資料1を用いて、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に関する策定や改訂の経緯、2022-2023シーズンの発生時対応等における課題及び改訂の必要性、改訂に向けた本年度のスケジュールについて説明された。委員等による主な質疑応答は次のとおり。

#### **1. 発生前の対応**

- 高病原性鳥インフルエンザ発生後における対応だけでなく、発生前において発生を想定した情報の整理や物品等の準備、関係部署の連携についても、対応指針に記載するとよい。
- 発生を未然に防ぐため、発生前の対応に関する記述については、冒頭に記載があると読み手に伝わりやすいのではないかと。

#### **2. 関連法令の整理**

- 動物園等で発生した場合は、鳥種によって、家畜伝染病予防法や種の保存法、文化財保護法、動物愛護管理法等が関係するため、関連法令の整理が必要である。

## 【議題（２）改訂の方針について】

環境省動物愛護管理室より、資料２を用いて、改訂方針案について説明された。また、発生経験のある飼養施設及び事務局から、過去の発生事例について説明された。委員等による主な質疑応答は次のとおり。

### 1. 飼養鳥発生事例数のカウント方法

- 同一事例としてカウントする想定「同じケージや池」という表現は曖昧であるため、考え方について詳細に書くとよい。
  
- 同一事例の考え方に、「同一ケージで飼養していた種の最終発生日から14日以内までに」とあるが、同じケージで14日間も飼養されていることはないように思う。発生後に他の場所に移動させたが、元のケージは同じだったという意味だと推測するが、誤解がないよう記載を検討されたい。
  
- 昨シーズンにおける多摩動物公園の事例では、同時に2羽死亡したが、この時は検査をしていない。数日後、更に1羽死亡したため、2羽の死体とその日に死んだ1羽を検査したという経緯である。このような場合、起点となる1羽目の発生の考え方は、2羽が死亡した日か、検査した日か、もしくは3羽目の死亡を確認した日か。
  - ⇒ 3羽目の死亡で発生を認識した時点で、感染自体はすでに始まっているが、対策してからの日数を数えるのであれば3羽目を確認した日からカウントすることになる。初発を早めに見つけることが基本ではあるが、どちらが正しいか悩ましい。
  - ⇒ 過去の発生事例においても、初発から検査までに時間が空いている。実質的な対策のためには、初発日と防疫対策開始日の両方の日付を記録して残す必要があるが、あくまでこのカウントが対外的な説明を目的とする場合は、確定検査日とするのが良いかもしれない。あるいは、来園者の健康リスクに配慮するのであれば、検査前でも疑いがあった日を示すべきである。カウントの目的によっては、閉園や消毒等の起点となる日にちにも影響する。発症日を1日目として数えても良いかもしれないが、発症の原因が感染によるものであるかは分からない。確定検査日を起点とし、そこから対策を行えば安全ではある。もちろん、実際の対応自体は、初発の感染が起こった時期を考えて実施する必要がある。
  - ⇒ いつ感染を認識したかではなく、一連の感染の起点となる発生日が重要と考える。当初推測した発生日に後日間違いが判明した場合は、年度区切り等の整理で変更されればよい。ウイルスの探知にタイムラグが生じることはやむを得ない。
  - ⇒ 環境省の考えとしては、外部からウイルス入ってきた回数をカウントし、1回のウイルスの侵入を1事例と考える。14日以内に再発した場合は、施設中で繰り返し感染した可能性があると考え、14日以上期間が空いてもう一度発生した場合は、外部からの新規の侵入があったと推測し、別事例としてカウントする。また、開園の考え方の起点としては考えていない。
  - ⇒ 環境省の考えは承知した。ただ今の委員の意見については、行政対応における基

準の観点と疫学的な観点の両方が必要ではないかという議論であった。両方とも重要な観点であるため、そのような背景があることを踏まえ、整理されたい。

## 2. 簡易検査・遺伝子検査を行う条件の整理

- 園館内において死亡野鳥が発見された場合、検査優先種の考え方が関係する。飼養鳥に限った記載ではなく、園館内で野鳥の死亡が確認された場合も踏まえ、対応指針に総合的に記載できるとよい。また、検査優先種は、国内に生息する野鳥について、過去の感染事例から決めているが、園館の飼養鳥は国内の野鳥ではない種も多いため、選定に関する前提が全く違うことを想定する。なお、園館内は多くの動物が飼養されている環境であるため、野鳥が死んでいた場合は、野鳥がウイルスを保菌している可能性が高いか低いかにかかわらず、一般的な環境よりもしっかりと検査をするべきと考える。
  
- 死亡野鳥の全数把握は、大変な労力がかかる。北海道大学で行った研究では、冬場に死亡していたカラスの9割以上で陽性となった。園館でカラスが死んでいた場合、検査実施の有無にかかわらず、ウイルスを持っている可能性が高いと認識し、危機感を持って頂きたい。検査を行う条件によっては、検査数が増えるが、国立環境研究所のキャパシティ的には問題ないか。  
⇒ 昨年の発生状況程度であれば、対応可能である。
  
- 「『簡易検査陽性個体』又は『疑わしい症状がある個体』と同所で飼養されていた希少種については遺伝子検査の実施を推奨する」とあるが、対象はあくまでも希少種のみか。また、検査対象種は、哺乳類は含まず鳥類のみか。  
⇒ 希少種のみを対象と考える。また、哺乳類については、遺伝子検査を行う場合に解剖が必要となるため、本対応指針とは別に整理することとし、対応指針内においては注意喚起に留めたい。
  
- 希少種とは、国内法令に係る希少種を示すと考えるが、「各動物園等で重要と考える種」であれば、国内の希少種ではなくとも園で保護・増殖のための計画に則り飼養している種も含まれるという認識でよいか。  
⇒ 認識のとおりである。  
⇒ 動物園で飼養されている鳥類は、国内希少野生動植物種と国際希少野生動植物種の2つを合わせると、多くの鳥類が対象になる。今後、どの種を重要と考えるか、明確にするほうが、園館としては対応しやすい。また、報道発表のタイミングにも関係するが、同所で管理されている飼養鳥で遺伝子検査を行った場合、どのような状況であれば報道発表するか。  
⇒ 報道発表は、基本的に、簡易検査陽性だった場合と確定検査で陽性だった場合の2回である。同所個体について遺伝子検査で陽性が判明した場合は、確定検査結果と一緒に発表することになると想定している。

### 3. 遺伝子検査スケジュール、内容、送付方法の追加

- 遺伝子検査について、「短期間で検査を希望する施設や自治体は、各自で体制を確保する旨を記載する」とあるが、実際に対応できるところはあるか。また、PCR検査機器を導入できたとしても、検査体制が整うかはわからない。
- ⇒ 現時点で対応できる機関は承知していない。今後、動物愛護管理部局や家畜衛生部局との連携が進めば、自治体内で検査する体制が確保できる可能性があると考え記載した。また、一部の園館で、PCR検査機器を導入すると聞いており、将来的に対応できる可能性もあると考えている。
- ⇒ この内容は、今ある検査体制だけでなく、検査日数の短縮を要望するのであれば、自治体内で検査機関を確保することを考えてもらいたいという意図であると理解した。各自治体には、県立大学等の自治体の検査施設もあるため、市長や知事の権限で、それら施設における検査の調整ができるのではないかと考える。
- ⇒ 次のシーズン前に出来ることは、発生時に自身の園館を助けてくれる機関はどこかを確認することと思う。法律的には環境省であるが、都道府県によって状況が異なるため、自治体内で情報共有を行うことが重要である。
  
- 検査の技術や設備を持っている園館で独自に検査した場合、検査精度等の判断はどうか。独自に検査する場合、自治体や環境省が把握していない中、報道発表が行われる可能性も考えられる。
- ⇒ 独自に検査する場合においても、環境省が指定する検査機関（現在は国立環境研究所）で同時並行して確定検査を行うものと考えている。
- ⇒ 検査を自治体や園館で行えるようにする場合は、質を保証するための研修や確認作業等が必要となる。全ての検査を環境省が指定する検査機関で行う場合も資金確保が必要である。何をするにしてもお金がかかるが、例えば、消耗品は各園館で購入してもらおうが、園館で治療に対するモニターを行うためのPCR検査機器の購入にかかる補助は行う等、検討頂くのもいいのではないかと考える。

### 4. 隔離飼養の方法

- 隔離飼養を実際にできる園館は、どの程度あるか。
- ⇒ 隔離の程度にもよるが、空調で陰圧管理ができ、HEPAフィルターが完備されているような施設はそれほどない。物理的に動物同士の接触をなくして飼うような設備であれば、施設規模にもよるが、たいいていの園館にはあるように思う。
- ⇒ コウノトリやタンチョウ等、特に大型の鳥類で複数羽が隔離の対象になった場合は、隔離飼養が難しいことも考えられる。

### 5. 殺処分及び治療の考え方

- ニワトリは致死率が高いが、鳥種によって体内のウイルスの増え方が異なるため、結果として感染しても治る鳥種も多い。最も重要なことは、きちんとした消毒を行い、ウイルスが横に広がらない対策をすることである。感染確定日から、隔離飼養等の対策を行い、その後は鳥の免疫に期待して、ウイルスが体内から排出されている

くよう取り組む。治療は、あくまでウイルスの切れを早くするものである。治療を行うためには、投薬作業を行う人員や時間の確保が必要となる。

- 治療は、感染している個体に対して行うため、一定期間ウイルスを排出している個体を扱う。一方で、その時点で感染しているかわからない同所で飼養していた個体は、感染個体と隔離方法が異なる可能性もある。そのため、資料2で示された考え方に問題があるとは思わないが、今後、具体的に対応指針に記載されると、様々な課題が生じる可能性がある。理想的な対応方法と最低限の対応方法を示す等、隔離が十分に行えない場合は感染が広がることを覚悟することも含め、段階を踏まえた書きぶりにせざるを得ないと考ええる。
- ⇒ 同感である。同所で管理している飼養鳥の取扱いについて、現在の対応指針では、隔離をするか、隔離できなければやむを得ず殺処分する2択である。この隔離飼養の考え方が厳密なものになれば、それ以外は殺処分する考えとなるが、隔離方法が状況によって異なることを、対応指針の中で考慮頂き、2択ではない選択肢ができるとうい。
- 本対応指針の適用範囲は、個人が飼育するペットの鳥や、ペットショップ、学校飼育動物も含まれている。そのため、展示施設であっても獣医師がいない施設は多く、具体的に誰が対応するかにもよって、対応できることが変わってくる。具体的に対応指針に記載するときに、当事者に近い方々で議論して原案作って頂く必要がある。

#### 6. 開園の考え方について

- 「園内からウイルスを完全に排除することは不可能である」という書き方ではなく、周辺にウイルスがあるという状況の中でどう考えるかという書き方にしてはどうか。
- ⇒ 本記載については、園館内にウイルスが残っていたとしても、横に広がって他の鳥に感染しないようなウイルス量に下げるという意味合いと思う。他の鳥にうつさない程度までウイルス量が下がっていることを担保しながら、これ以上横には広がらないと確認できることが重要である。
- 閉園や開園の考え方については、発生した園館からの問い合わせも多い。現在の対応指針にも記載されているが、閉園することによって、風評被害を助長しないよう、人への感染の過度な懸念を払拭することは必要である。完全にウイルスがいないという証明はできないが、消毒してから何日間か観察を継続し、異常を示す鳥類がいないと示すことで安全だと判断できるのであれば、園館側として助かると思う。
- ⇒ 再開園のタイミングは、園館の規模によって異なるが、閉園の目的を考えることが重要である。例えば、発生場所でウイルスを封じ込めて広げない対応をするためや来園者が横に広げる恐れがあるため等が考えられる。施設規模により、周辺の別の展示動物に対して影響を及ぼさないか、防疫措置が行えるか、人によるリスクを

- 避けられるか等、考え方が異なってくる。このウイルスは、感染鳥をしっかりと隔離し、関係者以外を立入禁止にすれば、来園者への感染リスクはないと言ってよい。
- ⇒ 人の感染として最もリスクが高いのは飼養者で、来園者は感染する可能性が低い。発生した場合は、園館の全てのスタッフの健康状態の把握が一番大事である。また、開園を考える際には、感染が途切れたかどうかを考えることが重要である。状況にもよるが、高病原性鳥インフルエンザは急性の感染症であるため、14日間発症しなければ、感染が収まったと考えられる。この14日という数字を根拠に、打倒なところを検討するとともに、過去の発生事例による開園の考え方を参考に分析するとよい。
- ⇒ 人への感染は、直接携わっている飼養者や検査を行う獣医師等の方が、来園者よりもリスクが高い。そのような人への感染について、厚生労働省との関係は、対応指針に記載されるか。
- ⇒ 別項目にて、飼養者へのリスクについての記載を考えており、必要に応じて、厚生労働省からアドバイスを頂きたいと考えている。
- 広い園館の場合は、ある程度、消毒作業や防疫措置が進んだところで、安全なエリアを部分開園したいが、この時、来園者に対して安心して頂くことが重要なポイントになる。対応指針に具体的に書けるかは難しいと思うが、防疫措置を講じたうえで、周囲何m以内は近づけないなどと記載できたら、園館側も対応しやすい。
- 家きん農家に対する配慮も重要である。家きん農家で発生した場合は、全て殺処分するため、ウイルスは完全になくなり、周辺の家きん農家は安心することができる。しかし、飼養鳥はウイルスを排出しながら飼育され続けているため、家きん農家が不安を持つことも考えられる。家きん農家にも安心してもらえるように、外にウイルスが漏れることはないといえるような内容になれば、社会的に了解を得られやすいと考える。
- 発生舎や感染鳥については、普段の飼養者が共通している、エサを置いている倉庫が共通している、導線が交差しているなど、発生舎との物理的な距離をはじめ疫学的に関連しているかを把握することも重要である。大きな園館であれば、事前に強い関わりのある施設を確認し、もしその場所で発生した場合は、一定期間、より防疫等の監視を強めるなど、各園館が作成する独自の対応マニュアルに記載されると良い。

#### 7. 感染が疑われる飼養鳥を取扱う飼養者等の留意事項

- 高病原性鳥インフルエンザの感染が確定した場合、厚生労働省が定める感染症法に従い、所轄の保健所にその動物園の獣医師から発生を報告する義務がある。昨シーズンの多摩動物公園の事例では、保健所から飼養者等の接触者にタミフル投与の指示があったが、タミフルを処方してくれるところを探すことに苦労した。また、対応指針の中に、感染症法のこと記載されるとよい。

## 8. 環境省現地調査の内容

- 今後、環境省による現地調査は必ず行うか。家きんに該当する種で発生した場合は、動物園であっても農林水産省の疫学調査チームが現地調査を行うが、これは、次の農家で発生しないために、発生理由と問題点を明らかにすることを目的に実施される。一方、動物園では、このような視点も重要だが、全羽殺処分しないため、周辺の飼養鳥に広がる可能性も調べた上での助言等が必要となる。可能であれば疫学調査チームと連携できるとよい。また、家きん農家で発生した場合も同じだが、発生時は、各個体の識別及び飼養管理が日常的にどう行われていたかの記録が重要となる。園館においても日常的な記録があってもよい。
- ⇒ 飼養施設における発生数にもよるが、基本的に現地調査を行いたいと考えている。疫学調査チームとの連携に関しては、実際に疫学調査チームに来てもらうということか。
- ⇒ 家きんにおける発生に関しては、飼養施設の二度手間にならないように、情報共有をしたらよいのではないかという意図である。農林水産省の疫学調査チームに、飼養鳥まで確認してもらうことは難しい。
- ⇒ 所沢市で発生した事例では、発生地近隣の小さな動物園にある池で野鳥が多く確認された。そのため、自治体内においても情報共有体制を調整してもらいたい。

## 9. 過去の発生事例の整理

- 昨シーズンの家きんの発生事例に、岩手県のサファリパークにおけるエミューの事例があった。この事例は、動物園の参考にできると考えるため、過去の発生事例としてまとめてはどうか。エミューやダチョウは、経済動物でありながら、展示施設でも飼っていることが多く、注意すると良い。
- 昨シーズンにおける多摩動物公園の事例について、野鳥での発生報告がないツクシガモで発生したことに驚いた。ツクシガモは日本にきている渡り鳥の一種でもあるため、野鳥の技術対応マニュアルへのフィードバックが必要である。また、防護服が偶然大量にあったため対応できたとのことだったが、必要な資機材に関しては事前に必要数を考え、準備することが重要だと思う。
- 昨シーズンはヘビクイワシの感染事例があったが、猛禽類においては多くの感染事例が報告されている。猛禽類は、ネズミや小鳥を食べるため、感染経路の中で注意が必要である。
- 出水市における家きんの発生時に、処理水が近くのため池に流れ込み、においが問題となったため、排水の処理に関して確認したほうがよい。
- 動物園では、日頃、勉強会はしているか。  
⇒ 発生状況について各園館での共有をしている。また、園館によって状況が異なるため、各園館が独自の対応マニュアルを作成している。

⇒ 今後、園館で発生させないための情報共有や勉強は園館内で行って頂き、環境省は全体の方針作りのためにも、現場の情報を記録に残して頂きたい。

#### 10. 哺乳類の注意喚起

○ イルカやアザラシ、アシカ等の海棲哺乳類の感染が海外で報告されている。そのため、哺乳類においても、水の汚染について注意喚起をお願いしたい。

以上